（自動運行装置）

第四十八条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、自動運行装置を備えることができる。

２・３　（略）

（車体）

第六十一条の二　一般原動機付自転車の車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し告示で定める基準に適合するものであること。

（電気装置）

第六十五条の四　一般原動機付自転車（付随車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

２　電力により作動する原動機を有する一般原動機付自転車の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（最高出力抑制装置）

第六十六条の四の三　内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車（二輪のものに限る。）であつて総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものに備える最高出力抑制装置は、原動機の最高出力が四・〇キロワットを超えないよう最高出力の制御を自動的かつ継続的に制御することができるものとして、最高出力制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第二節　（略）

（電気装置）

第六十六条の十五　特定小型原動機付自転車の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

２　特定小型原動機付自転車の電気装置は、火災等により乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（最高速度表示灯）

第六十六条の十七　特定小型原動機付自転車には、最高速度表示灯を備えなければならない。

２・３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（自動運行装置）

第四十八条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、自動運行装置を備えることができる。

２・３　（略）

（車体）

第六十一条の二　一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）の車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

第二節　（略）

（電気装置）

第六十六条の十五　特定小型原動機付自転車の電気装置は、火災等により乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（最高速度表示灯）

第六十六条の十七　特定小型原動機付自転車（道路交通法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。次項において同じ。）には、最高速度表示灯を備えなければならない。

２・３　（略）